

議案第43号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月27日提出

多可町長 戸田善規

多可町課設置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町課設置条例（平成17年多可町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉課」を「健康課
福祉課」に改める。

第2条健康福祉課の項を次のように改める。

健康課

- (1) 衛生に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 診療所に関すること。

第2条健康課の項の次に次の1項を加える。

福祉課

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 高齢者及び障害に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 地域包括支援センターに関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(多可町議会委員会条例の一部改正)
- 2 多可町議会委員会条例（平成17年多可町条例第203号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「健康福祉課」を「健康課、福祉課」に改める。
(多可町障害者総合支援協議会条例の一部改正)
- 3 多可町障害者総合支援協議会条例（平成28年多可町条例第15号）の一部を次のように改正する。
第9条中「健康福祉課」を「福祉課」に改める。

多可町課設置条例の新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課 プロジェクト推進課 地域振興課 定住推進課 生涯学習課 税務課 住民課 生活安全課 健康福祉課 産業振興課 建設課 上下水道課 会計課 (事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> | <p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課 プロジェクト推進課 地域振興課 定住推進課 生涯学習課 税務課 住民課 生活安全課 健康課 福祉課 産業振興課 建設課 上下水道課 会計課 (事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> |

| 現 行 | 改 正 |
|---|--|
| <p>総務課 ～ 生活安全課 (略)</p> <p>健康福祉課</p> <p>(1) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>高齢者及び障害に関すること。</u></p> <p>(4) <u>衛生に関すること。</u></p> <p>(5) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(6) <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>(7) <u>母子保健に関すること。</u></p> <p>(8) <u>地域包括支援センターに関すること。</u></p> <p>(9) <u>診療所に関すること。</u></p> <p>産業振興課 ～ 会計課 (略)</p> | <p>総務課 ～ 生活安全課 (略)</p> <p>健康課</p> <p>(1) <u>衛生に関すること。</u></p> <p>(2) <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>(3) <u>母子保健に関すること。</u></p> <p>(4) <u>診療所に関すること。</u></p> <p>福祉課</p> <p>(1) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>高齢者及び障害に関すること。</u></p> <p>(4) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地域包括支援センターに関すること。</u></p> <p>産業振興課 ～ 会計課 (略)</p> |

多可町議会委員会条例の新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 7人</p> <p>定住推進課、住民課、生活安全課、健康福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p> | <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 7人</p> <p>定住推進課、住民課、生活安全課、健康課、福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p> |

多可町障害者総合支援協議会条例の新旧対照表

| 現 | 改 | 正 |
|--|--|---|
| <p>(庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>健康福祉課</u>において処理する。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>福祉課</u>において処理する。</p> | |